

京都府森と緑の公社（林業公社）の 抜本的経営改革について

【担当省庁】農林水産省、総務省

第三セクター等改革推進債発行期限の延長及び償還年限の緩和

◆ 京都府では、「京都府森と緑の公社」（林業公社）の抜本的な改革に取り組んでいるが、債務整理に必要な財源を確保するため、第三セクター等改革推進債について、国において以下の措置を講じていただきたい。

- 平成25年度までとなっている発行期限の延長
- 10年以内が基本となっている償還年限の要件緩和

※ これまで全体計画の縮小や植林の中止、人員の削減、借入金の見直しを随時実施。今回、本格的な債務整理にあたってすべての土地所有者との間で、分収林契約の契約変更・解除について調整（平成25年4月には府内16箇所地域説明会を開催。現在277事業地すべての契約者について個別に調整中）

※ 府民負担を最小限とするため、公社の責任において契約変更等の整理を行い、その上で、契約を変更する分収林を京都府が引き継ぐこととしているが、第三セクター等改革推進債は公社の解散時にしか活用ができないため、平成25年度が発行期限とされている本制度が活用できない。

林業公社から引き継ぐ分収林整備に対する補助率の引上げ

◆ 京都府では、森林の公益的機能の維持増進等の観点から、現在、公社が管理している分収林を引き継ぐこととしているが、公社による造林が国策として推進されたことに鑑み、森林整備に関する補助率を引き上げていただきたい。（3/10→5/10程度）

京都府の現状・課題等

◎ 京都府森と緑の公社の経営状況

- ・ 府内13市町村277箇所、4,522haの事業地で分収林事業を展開
- ・ 累積債務：226億円（利息負担：毎年約4億円）（平成24年度末）

※累積債務の利息は府が利子補給を実施

● 京都府森と緑の公社債務状況（百万円）

	債務残高
日本政策金融公庫	9,719
農林中央金庫	1,172
市中銀行	7,591
京都府	4,195
合計	22,677

（H25.3月末現在）

◎ **第三セクター等改革推進債の概要**

○対象経費：第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある経費

○**対象期間：平成21年度～平成25年度**

地方財政法（昭和23年法律第109号）附則

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第33条の5の7 地方公共団体・・・は、平成21年度から平成25年度までの間に限り、・・・第5条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

○発行手続：議会の議決を経て総務大臣又は都道府県知事の許可

○充当率：100%

○**償還年限：10年以内を基本**（必要に応じて10年を超える償還年限の設定可）

平成25年度地方債同意等基準運用要綱（平成25年4月11日付け総務副大臣通知）

【別紙1】一般事業（第三セクター等改革推進債）

2 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとすること。

○財源措置：支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

◎ **森林整備に関する国補助事業**

事業名	目的	補助率
森林環境保全直接支援事業	面的なまとまりをもって行う利用間伐やこれと一体となった森林作業道の開設等	3/10
環境林整備事業 （公的森林整備）	所有者の自助努力等によっては適切な整備が行えない森林について、公的主体による針広混交林化等	3/10

※ 林業公社による造林は国策として推進されたものであり、林業公社の整理に伴い府県が引き継いだ森林の整備に関しては、国費により補助率2分の1程度の負担をお願いしたい。

また、公的森林整備事業は、公社からの引き継ぐもの以外の既存府有林で府自行う事業は補助対象外であるが、これについても事業対象としていただきたい。

【京都府の担当部局】

京都府農林水産部 林務課 075-414-5015